

サウンディング結果の公表について

佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の民間活用に向けて、サウンディングを実施しましたので、その結果を公表いたします。

1 対象業務

佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の運営

2 調査の目的

佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」につきましては、平成3年に旧浅科村共同作業所として（現在の塩名田区生きがいセンターにおいて）開所。その後、平成9年3月に現所在地へ移転整備を行ない、平成9年4月1日に「浅科村ふれあいホーム（精神障害者小規模作業所）」として開所しました。

平成19年4月に「地域活動支援センター」へ移行し、行財政の効率化と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設運営が図られてきました。その後、平成22年4月に就労継続支援B型事業所へと移行しました。

このような中、令和3年に改定した「佐久市公共施設等総合管理計画」においては、当該施設の今後のあり方について、「指定管理者制度を導入し、民間活力によって施設運営の効率化を図っていますが、事業期間の終了時期に合わせて施設のあり方を見直し、民間事業者への移管の可能性について検討」することと定めています。

こうしたことから、さらなる民間活用を推進するため、当該施設について、民営化（譲渡又は貸付け）することとして公募した場合の関心度、実現性の高い公募条件の整理、費用対効果等、様々な視点から調査を行い、民営化することの妥当性や有効性を見定める必要があると考えます。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、幅広く意見、提案を求めるため、佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の民営化について、以下のとおりサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

3 スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和8年3月9日（月）
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和8年3月18日（水）
現地見学会・説明会の開催期間	令和8年3月24日（火）から 令和8年3月25日（水）まで
質問事項の受付期限	令和8年3月27日（金）
サウンディングの参加申込期限	令和8年4月8日（水）
サウンディングの実施期間	令和8年4月22日（水）から 令和8年4月24日（金）まで
結果概要の公表	令和8年5月以降

4 概要

「サウンディング調書・提案書」に沿って実施

5 参加事業者

1事業者

6 意見・提案（※主なものを抜粋。事業者が特定される意見等は除く。）

1 民営化に係る運営事業者を公募した場合の関心度
②関心はあるが条件次第 ・障がい者の多様なニーズに応えるために、当法人が運営する既存の就労継続支援B型事業所で積極的に利用者の受入れをしており、定員を超える状況も出てきている。そのため、新たな拠点を検討し始めているところであり「浅科ふれあいホーム」民間活用の条件を確認したい。
2 「公募条件の概要（素案）」に示した運営事業者の条件に対する意見
①素案のままで良い ・当法人は現在就労継続支援B型事業所を複数運営しており、高い意欲と実績を有していることから、素案の運営事業者の条件を満たしている。
3 「公募条件の概要（素案）」に示した民営化後の運営に関する条件に対する意見
①素案のままで良い ・民営化前の利用者の継続利用については、正当な理由なく拒むことはあり得ず、むしろ民営化の時点で平均利用者数が定員の50%を下回る状況だと経営面でのスムーズな移行に支障をきたすため、現指定管理者には指定管理期間満了まで可能な限り安定的に利用者を確保してほしい。
4-ア 「公募条件の概要（素案）」に示した財産（建物）に関する条件について、希望する方式
②貸付け ・浅科ふれあいホームの平均利用者数の推移は、令和4年度18.4人/日、令和5年度18.1人/日、令和6年度16.5人/日、令和7年度14.9人/日と年々減少しており、安定的な収入の確保が不透明な状況であることから、最終的な建物等の撤去費用を加味し、譲渡ではなく、貸付けを希望する。 ・木造建物の法定耐用年数をすでに超えていることから、無償での貸付けを希望する。
4-イ 「公募条件の概要（素案）」に示した財産（土地）に関する条件について、希望する方式
②貸付け ・浅科ふれあいホームが所在する土地は埋蔵文化財包蔵地内にあり、施設の増改築が必要な時に制限がかかることが予想されることから、無償での貸付けを希望する。
4-ウ 売却金額又は貸付料に対する意見
④無償でなければ応募しない ・平均利用者数が年々減少しており安定的な収入の確保が不透明であること、木造建物の法定耐用年数を経過していること、埋蔵文化財包蔵地内にあること等の状況を鑑みて、無償であることが条件になると考える。
4-エ 上記（4-ア、イ、ウ）以外に、財産に関する条件についての意見
①素案のままで良い ・当法人が運営する他の施設において、築年数経過による空調設備の入れ替え工事が行われるが、これらの施設よりも築年数が経過している浅科ふれあいホームにおいても空調設備や暖房設備が近い将来に使用不能になる可能性が高いため、民営化前にこれら設備の更新をお願いしたい。
5 「公募条件の概要（素案）」に示したその他の条件に対する意見
①素案のままで良い ・令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援B型事業の新規指定事業所については応急的な報酬単価が適用されるが（条件によるが多くの事業所では一定程度引き下げられることになる。令和9年度以降も応急的な報酬単価が適用されるかは未定）、民営化で浅科ふれあいホームの運営事業者が変更となった場合は、「新規指定」となるか、「指定更新」となるか、事業所指定権者の長野県に確認をお願いしたい。

6 施設・設備の有効活用に向けた提案
・和室を活用し、当法人の理学療法士と連携することで希望のある利用者に対して定期的にストレッチや筋力トレーニングのプログラムを提供し、就労に必要な体力づくりを目指す支援を検討している。
7-ア サービスの充実に向けた提案（現行サービス以外）
・あくまでも就労継続支援B型事業の可能性を追求するという方向性ではあるが、サービス提供事業所としてさらなる充実を目指し、利用者の重度化、高齢化に対応するための「生活介護」の要素、一般就労を目指す「就労移行支援」の要素を取り入れた事業運営方法を視野に入れている。
7-イ サービスの充実に向けた提案（7-ア以外）
・当法人が現在運営している就労継続支援B型事業所では、一般就労の希望のある利用者に対して積極的にアプローチし、職場実習等を通して法人内の他施設での清掃業務や調理業務での雇用契約に結び付けるといった一般就労への移行実績が複数件ある。浅科ふれあいホームの現利用者の内、一般就労のニーズのある方には、可能性を広げる支援を提供することが可能である。
8 民営化に際して、改良すべき又は新たに設けるべき設備等（ハード面）
・水俣条約締結国会議の決定を受けて、2027年末までに水銀使用製品である一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入が終了となるため、照明のLED化工事について、民営化前に対応をお願いしたい。 ・現在女性用トイレに1か所、和式便器があるが、精神障害者小規模作業所として開所した当時とは異なり、身体障がい者、知的障がい者を含む三障がいの一元化や利用者の高齢化等を踏まえて、洋式便器への交換も民営化前をお願いしたい。
9 民営化に際して、改良すべき又は新たに設けるべき運用上の課題等（ソフト面）
②なし ・作業に集中できる落ち着いた雰囲気に加え、品質と納期を利用者自身が意識できる作業環境は、現指定管理者が培った「浅科ふれあいホームの強み」であるため、現状を継続できる体制の維持が必須と考える。
10 懸念される事項
・今後築年数がさらに経過していくと、屋根や外壁等の大規模な修繕が予想されることから、上記設問（4-エ）（8-ア）の回答のとおり、空調設備及び暖房設備の新規交換、LED化工事、和式便器の洋式化工事を民営化前をお願いしたい。
11 その他（自由提案）
・当法人が運営する既存の就労継続支援B型事業所は、それぞれが特色を有しており、別の強みを有する「浅科ふれあいホーム」が加わることで、利用者の選択肢が増え、より自分に合った事業所を選択することが可能になると考える。

7 今後の対応

サウンディングの実施により、事業者の皆様の貴重なご意見・ご提案をいただくことができました。

今回のサウンディングの結果を踏まえ、佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の民間活用について、具体的に検討を進めてまいります。